

CoDen ペイメント利用申込書

0	C	
---	---	--

CoDenペイメントとは

事業者が提供する商品・サービス等の料金について、事業者に代わり、NTTコミュニケーションズが請求・回収を行うサービスです。
 お客さまは、CoDenペイメントのご利用により、事業者が提供する商品・サービス等の料金について、NTTコミュニケーションズが発行する請求書でのお支払が可能となります。※本申込書における「NTTコミュニケーションズ」とは、「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を指します。

株式会社エヌエムシイの提供する商品・サービス等の料金について、NTTコミュニケーションズの料金請求書によるお支払いを希望される場合は別紙または裏面の CoDen ペイメント利用規約をよくお読みになり、ご承認のうえご記入欄に自署、押印願います。

NTT コミュニケーションズ株式会社 宛

下記の支払者および事業者は、CoDenペイメント利用規約を承諾し、事業者が提供する商品・サービス等の利用者の料金の支払について、CoDenペイメントを利用することを申込みます。

支払者記入欄		支払者申込日	20	年	月	日
株式会社エヌエムシイのサービス 利用者名 (連絡先)	フリガナ					
	TEL:		印			
支払者名 ※法人の場合は法人名、代表者名および登録印の押印 (CoDen ペイメント利用契約の契約者名)	フリガナ		印			
	<input type="checkbox"/> 利用者と同じ					
(法人の場合は右欄にも記入)	ご記入者名	部課名				
支払者住所 (連絡先) ※法人の場合は本社所在地	〒					
	TEL:					
請求書送付先住所 (連絡先) ※県間・国際通話料金、OCN 料金等との合算請求を希望される場合は、請求書が現在届いている住所を記入してください	〒					
	<input type="checkbox"/> 支払者住所と同じ		※送付先の変更に関しては、別途お申込みが必要です。			
NTT コミュニケーションズの請求先サービスの選択	<input type="checkbox"/> 電話サービス		<input type="checkbox"/> OCN サービス		<input type="checkbox"/> その他()	
	※ 電話料金の請求書との合算にてお支払いの場合は、電話サービスにチェックして、以下に請求先となる電話番号と電話回線の契約者名義を記入してください。					
NTT コミュニケーションズサービスの番号 (電話番号・OCN サービス N 番など)						
NTT コミュニケーションズサービスの所有者名義 (契約者名義)	<input type="checkbox"/> 利用者と同じ		<input type="checkbox"/> 支払者と同じ			

※契約名義が不明の場合は NTT(116 番)までお問い合わせください。

会計事務所記入欄

事務所名						
担当者名	連絡先	TEL:	FAX:			
※ Coden ペイメントでは、ID・パスワードなどの発行(登録完了の通知・連絡)はございません。ご不明な点につきましては、株式会社エヌエムシイ(TEL:03-5354-5204)または、NTT コミュニケーションズ(TEL:0120-506-506)までお問い合わせください。						

■株式会社エヌエムシイ 確認事項 ※必ずお読みください。

- 本申込書をもって、以下の事項に同意し、株式会社 NMC の会計システム保守料金の支払いを、CoDen ペイメントをもって行うことを承認・同意いただいたものとさせていただきます。尚、NTT コミュニケーションズ株式会社にて CoDen ペイメントの登録が認められなかった場合など、再度本申込書の記載内容を確認してお申込みいただく場合がございます。
- 株式会社エヌエムシイの会計システムのご利用開始から、CoDen ペイメント登録完了まで期間がかかった場合、初回請求分にてご利用済み期間のうち料金を請求させていただく場合がございます。

事業者記入欄	事業者申込日	20	年	月	日
商品・サービス名	会計システム保守料金				
支払者のバンドル ID	09				
通番	20				

○事業者

〒164-0012
 東京都中野区本町 2-46-1
 中野坂上サンブライトツイン
 株式会社エヌエムシイ
 TEL:03-5354-5200 FAX:03-5354-5231

第1章 総則

第1条 本規約の目的

- 1 本規約は、エス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。))が提供するCoDenペイメントの利用について定めるものです。
- 2 CoDenペイメントを利用する者は、本規約を厳密に遵守するものとします。

第2条 本規約の範囲

- 1 本規約は、支払者及び事業者と当社の間のCoDenペイメントによるサービス料金の支払いに関する一切の関係を適用します。
- 2 当社が、本規約に関する条約の追加、削除、特約等の条件を定める場合、個別契約を締結することがあります。個別契約を締結した場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約と個別規定の内容に抵触又は矛盾が生じた場合、個別規定が本規約に優先して適用されるものとします。
- 4 当社がCoDenペイメントの円滑な運用を図るために必要に応じて会員に通知するCoDenペイメントの利用に関する趣旨等は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の変更

- 1 当社は、本規約を必要に応じて変更することがあります。
- 2 本規約の変更は、支払者及び事業者へ通知された時に効力を生じます。

第4条 用語定義

- 1 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。
- (1) 事業者：利用者に対して、特定の商品・サービス等を提供する事業者をいいます。なお、当社特約の商品・サービス等を提供する場合、事業者とは当社をいいます。
 - (2) CoDenペイメント：当社が、サービス料金を事業者の代行者として支払者に対し請求及び受領(以下「回収代行」といいます。)するサービスをいいます。
 - (3) 利用者：事業者が提供する、商品・サービス等の提供を受ける者をいいます。
 - (4) 支払者：本規約に基づきCoDenペイメント利用契約を締結し、且つ実際に当社からサービス料金の請求を受ける者をいいます。
 - (5) サービス料金：事業者が利用者に提供する商品・サービス等に係る対価、送料、これらに係る消費税及び地方消費税相当額をいいます。
 - (6) 売買等契約：事業者が利用者に対して商品・サービス等を提供し、利用者がその対価であるサービス料金を事業者に支払う契約をいいます。
 - (7) 電気通信サービス：当社が提供する、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
 - (8) 電気通信サービス料金：当社が提供する電気通信サービスに係る対価をいいます。
 - (9) 電気通信サービス契約者：当社が提供する電気通信サービスに係る契約者をいいます。
 - (10) 異名義割引サービス：電気通信事業者(電気通信事業法第16条の届出をした者)を若手選択代行回線の契約者とする国内産品及び国際産品の合併による産別料金の月割額をいいます。
 - (11) 合算請求：当社が支払者に対して、サービス料金を電気通信サービス料金に併せて請求することをいいます。
 - (12) 単独請求：当社が支払者に対して、サービス料金を請求することをいいます。
 - (13) 本人確認書類：当社が体験別料金で定める公的機関が発行する書類の原本又はその写しのことをいいます。

第2章 利用申込

第5条 支払者及び事業者の利用申込

- 1 CoDenペイメントの利用を希望する者及び事業者は、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の申込書に必要事項を記載し、当社に申し込む(以下「申込み」といいます。)ものとします。
- 2 当社が、支払者1個人の場合、支払者の本人確認のため、当該支払者の本人確認書類の提出を求めるとします。支払者が未成年の場合、法定代理人の同意を示す所定の書面の提出を求めるとします。
- 3 当社が、支払者1人以上の場合、支払者の本人確認のため、当該支払者の本人確認書類の提出を求めるとします。又、申込書を送付する当該法人から正当な権限を付与されていることを委任状(当該法人の代表権がある者から発行されたもの)又は社員印により確認するものと、委任状の場合には原本の提出を、社員証の場合はその写しを求めるとします。申込書を送付する者の本人確認は前項と同様とします。
- 4 当社が、本申込みを受理し付けた場合、本申込みを承諾するか否かについて当社認める方法により審査を行い、承諾する場合は申込書に対してのみその結果を通知します。この通知をもって当社と支払者及び事業者との間で本規約に基づくCoDenペイメント利用契約(以下「本契約」といいます。))が成立するとします。支払者への通知は事業者が行うものとします。
- 5 当社が特約を認める場合、本条第2項第3項は適用しないことがあります。

第6条 申込みの不承諾

- 1 当社が、支払者及び事業者からの本申込みが各々の各号の一に該当すると判断した場合、本申込みを承諾しない場合があり得ます。
 - (1) 当該申込みの申込書に虚偽の記載もしくは記入漏れがあるとき、又は、添付書類の不備があるとき(ただし、添付書類について、第5条第5項が適用される場合を除きます。)
 - (2) 電話料金との合算請求の場合、「異名義割引サービス」が継続されているとき。
 - (3) 合算請求の場合、その電気通信サービス料金について当社の管理する情報と本申込み記載の内容が相違するとき。
 - (4) 合算請求の場合、その電気通信サービス料金の支払方法がクレジットカード払いであるとき。
 - (5) 支払者が、第9条で定める支払者情報の取扱いに同意しないとき。
 - (6) 支払者が、過去に第15条に基づき一時停止処分を受けたことがあるとき、又、第16条に基づき解約処分を受けたことがあるとき。
 - (7) 支払者が未成年の場合、当社所定の方法により親権者や法定代理人の同意を得ていないとき。
 - (8) 支払者が、電気通信サービス等当該に対する債務の支払を現に滞り又は怠る恐れがあるとき。
 - (9) その他当社が不適切と判断する相当の理由があるとき。

第7条 届出事項の変更

- 1 支払者及び事業者は、本申込みの際又はその後当社に届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。支払者が変更届を受理し又は届出した場合、当社が一切の責任を負いません。また、当社からの通知が不正確であっても、通常常識をすぎるときに確認したものとみなします。
- 2 当社が、前項の場合、変更内容を審査し、直ちにCoDenペイメントの利用を一時停止し又は本契約を解約することがあります。

第3章 提供条件

第8条 自己責任

- 1 支払者、事業者から依頼を受けサービス料金を支払者に対し請求及び受領することのみを行い、事業者が提供する商品・サービス等の内容について一切責任を負いません。
- 2 支払者は、当社が発行する請求書又は口座振替によりサービス料金を支払うことに関して、他の利用者、支払者、その他第三者との間で紛争が生じた場合、その原因の如何を問わず、自己の判断と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 支払者は、自己の判断と責任で利用者に対し事業者の商品・サービス等の提供を拒否できるものとします。
- 4 利用者は、支払者の承諾のうえ、自己の判断と責任で商品・サービス等の提供を事業者から受けるとし、商品・サービス等の購入に同意するものとします。支払者は、支払者又は第三者との間で紛争が生じた場合、その原因の如何を問わず、自己の判断と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 利用者は、当社が事業者の場合、支払者の承諾のうえ、自己の判断と責任で商品・サービス等の提供を当社から受けるとし、商品・サービス等の購入に同意し、他の利用者、支払者又は第三者との間で紛争が生じた場合、当社が故意又は重大な過失がある場合を除き、自己の判断と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 6 支払者及び利用者は、当社が事業者の場合、CoDenペイメントの利用に際しては、商品・サービスに関する事項について、当社が提供する契約又は影響届に従うものとします。
- 7 支払者は、支払者及び事業者の資本金・本人同一性・信用性及び支払能力等について、又、商品・サービス等の正確性及び真正性等、その他商品・サービス等の質について十分な保証も行わず、又、それに基づく損害について、支払者、事業者その他、いかなる者に対しても、一切の責任を負わないものとします。
- 8 当社は、支払者と事業者との間の売買等契約に基づく債権関係について、一切の責任を負わないものとします。
- 9 本条第1項、第4項、第7項及び第8項は、当社が事業者の場合は適用しないものとします。

第9条 支払者情報の保護

- 1 当社は、当社が別途定めるプライバシーポリシー及び以下の利用目的の範囲内で、支払者の個人情報(以下「支払者情報」といいます。)を取扱うものとします。なお、以下の利用目的の他、サービス・アンケート等により個別に利用目的を定める場合があります。
 - (1) CoDenペイメントの提供及び適正な運用、その他当該サービスの提供に係ること
 - (2) 電話、電子メール、郵送等各種教材により、当社のサービスに関する販売促進・アンケート調査商品等の送付を行うこと
 - (3) 当社のサービスの改善又は新たなサービスの開発を行うこと
 - (4) お問い合わせ、ご返信にお答えすること
- 2 当社は、本契約に同意して、次の各号の一に該当する場合には、一切の責任を負うことなく、支払者情報を第三者に開示又は提供できるものとします。
 - (1) 当該支払者情報が必要なもの、又は当社が求め得ることのない事由により公知となったもの
 - (2) 当該支払者情報から支払者が、その開示又は提供に同意している場合
 - (3) 法令又は権限ある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合
 - (4) 支払者及び事業者に対して本契約に基づく義務の履行を請求する場合
- 3 支払者情報に該当する項目は以下のとおりとします。
 - (1) 支払者名
 - (2) 請求書交付先氏名
 - (3) 請求書交付先住所
 - (4) 連絡先電話番号
 - (5) 口座情報
 - (6) 請求金額
 - (7) 取付情報
 - (8) 請求先サービス名
 - (9) 請求先サービスのお客番号
 - (10) サービス料金の支払方法
- 4 当社は、支払者情報を業務遂行に際して開示する場合があります。
- 5 当社は、CoDenペイメントの提供及び適正な運用のために、支払者情報を事業者と相互に提供し利用する場合があります。

第4章 サービス料金の請求及び支払い

第10条 サービス料金の請求

- 1 当社は、事業者よりCoDenペイメントを行う際に請求書を送付し、商品・サービス名、サービス金額に関する情報を受領します。
- 2 当社は、請求書に対し、前項で定める情報等をもとにサービス料金の請求をするものとします。

第11条 サービス料金の支払い

- 1 支払者は、当社が発行する請求書又は口座振替によりサービス料金を支払うものとします。
- 2 支払者は、合算請求の場合、電気通信サービス料金と併せてサービス料金を支払うものとします。また、電気通信サービス料金の支払、口座振替の場合、電気通信サービス料金とサービス料金と併せて支払者の口座から引き落とされるものとします。
- 3 合算請求の場合、サービス料金の支払期は、その電気通信サービス料金の支払期と一致し、単独請求の場合、サービス料金の支払期は、事業者と当社間で事前取り決めとなります。
- 4 支払者は、電話料金との合算請求の場合、県外への市外通話料、国際産品等についても東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話料金の請求書と併せて、当社が発行する請求書又は口座振替により支払うものとします。
- 5 当社が発行する請求書、もしくは口座振替の告知状及び領収書(支払者がbillingを契約している場合、請求情報確認・変更画面上に表示する「料金内訳」の「CoDenペイメントご利用料金内訳」にサービス料金記載されます。
- 6 支払者は、合算請求の場合、その電気通信サービスに係る契約者の了解を得るものとします。
- 7 当社は、事業者に対して、支払者からのサービス料金の領領の有無、支払者名、商品・サービス名、サービス金額に関する情報等を通知するものとします。

第12条 回収したサービス料金の取扱い

- 1 当社は、支払者が当社一旦サービス料金を支払った場合、当社から支払者に対してサービス料金の返還はいたしません。当社がCoDenペイ

第5章 一時停止及び解約

第13条 支払者によるCoDenペイメント利用契約の解約

- 1 支払者は、当社指定の方法により事業者又は当社へ申し出ることにより本契約を解約できるものとします。
- 2 当社は、支払者が前項により、本契約の解除を申し出た際、回収代行を行うことになっているもの及び回収・回収代行を行っているものについて引き続き回収代行を行うことができるものとします。
- 3 当社は、支払者による契約の解除について事業者へ通知するものとします。
- 4 当社は、支払者が解除の届出を怠り又は誤った届出をしたことにより支払者又は事業者が不利益を被ったとしても、一切その責任を負わないものとします。
- 5 支払者は、支払者による契約の解除について事業者へ通知した場合、当該解除が事業者に行なわれたことにより支払者が不利益を被ったとしても、当該一切の責任を負わないものとします。

第14条 事業者によるCoDenペイメント利用契約の解約

- 1 事業者は、当社に対し1ヶ月以上の予告期間を定めて当社指定の方法により当社へ申し出ることにより本契約を解約できるものとします。
- 2 当社は、事業者が前項により、本契約を解約した際、回収代行を行うことになっているもの及び回収・回収代行を行っているものについては引き続き回収代行を行うことができるものとします。
- 3 事業者は、事業者による契約の解除について支払者へ通知するものと、当該解除を支払者が知らなかったことにより支払者が不利益を被ったとしても、当該一切の責任を負わないものとします。

第15条 当社によるCoDenペイメント利用契約の一時停止

- 1 当社は、次の各号の一に該当すると判断した場合、支払者又は事業者に対し、事前又は緊急の場合は事後に書面等により通知し、CoDenペイメントの利用を一時停止できるものとします。
 - (1) 支払者が当社に対し回収代行によるサービス料金の全部又は一部の支払いに異議を申し立てたとき(なお、合算請求の場合、電気通信サービス料金とサービス料金の一括でのお支払い無し)とき、又は、サービス料金の支払について異議の意思表示があったとき(なお、申込み済み)
 - (2) 合算請求の場合、その電気通信サービス契約者が電気通信サービス料金とサービス料金を併せて請求することと異議を申し立てたとき。
 - (3) 第6条の各号一に該当するとき。
 - (4) 売買等契約について、契約その他の事由による契約の終了又は契約無効若しくは取消事由の存在が明らかとなったとき。
 - (5) 第5条の本申込みと無効又は取消事由が存在するとき。
 - (6) 支払者及び事業者が体験別を違反する等、不審切と当社が判断したとき。
 - (7) サービス料金について、当社が定める支払期限または支払わないとき。
 - (8) 支払者又は事業者のCoDenペイメント利用が不正の疑いがあるとき及び当社が判断したとき。
 - (9) 天災地変等不可抗力により本契約の履行が困難なとき。
 - (10) 本サービスの提供に必要な設備の保守点検を予定し又は緊急に実施するとき。
 - (11) 本サービスの提供に必要な設備の故障等が生じたとき。
 - (12) その他CoDenペイメントの運用上又は当社上の相当な理由があるとき。
- 2 当社は、当該当社が不適切と判断する相当の理由があるとき、
 - (1) 当該支払者に対し回収代行を一時停止した際、回収代行を行うことになっているもの及び回収・回収代行を行っているものについては引き続き回収代行を行うことができるものとします。
 - (2) 当該支払者に対し回収代行を一時停止した際、回収代行を行うことになっているもの及び回収・回収代行を行っているものについては引き続き回収代行を行うことができるものとします。
- 3 当社は、本条の取扱いに該当する支払者、事業者、その他第三者のトラブル及び損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第16条 当社によるCoDenペイメント利用契約の解約

- 1 当社は、支払者又は事業者に対し、1ヶ月以上の予告期間を定めて通知することにより、本契約を解約できるものとします。
- 2 当社は、次の各号の一に該当すると判断した場合、支払者又は事業者に対し、事前又は緊急の場合は事後に書面等により通知し、本契約を解約できるものとします。
 - (1) 前条第1項(1)から(6)のいずれかに該当し、当社が支払者又は事業者が催告後も相当な期間内に改善されないとき。
 - (2) サービス料金について、当社が定める支払期限または支払わないとき。
 - (3) 支払者又は事業者のCoDenペイメント利用が不正であると当社が判断したとき。
 - (4) 申込み書の記載が虚偽であると当社が判断したとき。
 - (5) 支払者又は事業者との間で継続している回収代行の基本条件が変更され、解除の趣意が生じたとき。
 - (6) 支払者又は事業者について、支払の停止又は凍結、会社更生手続開始、会社清算手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申出があったとき。
 - (7) 支払者又は事業者の資本金について、仮監理、保全監理又は差押命令、通知が発送されたとき。
 - (8) 解散又は破産の宣告もしくは重要な一部の債権を放棄したとき。
 - (9) 連続失定の届出を怠る等の支払者又は事業者の求め得ずべき理由により、支払者又は事業者の所在が不明となり又は連絡が取れないとき。
 - (10) CoDenペイメントの運営を妨害し又は当社の名誉信用を毀損したとき。
 - (11) その他当社が不適切と判断する相当の理由があるとき。
- 3 当社は、本条第1項第2項より、本契約を解約した際、回収代行を行うことになっているもの及び回収・回収代行を行っているものについては引き続き回収代行を行うことができるものとします。
- 4 当社は、本条の取扱いに該当する支払者、事業者その他第三者のトラブル及び損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第6章 損害賠償

第17条 損害賠償

- 1 利用者がCoDenペイメントの利用により第三者(他の利用者、支払者を含みます)に対し損害を与えた場合、支払者は、自己の責任でこれを解決し、当社一切の責任を負いません。
- 2 当社は、本規約に違反の定めがある場合を除き、CoDenペイメントの提供に必要な設備の不具合・故障、商取引上の紛争、その他原因を問わず、当社が重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 3 理由の如何を問わず、当社が支払者に対する損害賠償義務を負った場合、別段の定めがない限り、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、直近の回収代行前開示に当該支払者より回収すべきサービス料金の金額を限度として、通常の直接損害に限り賠償するものとします。

第7章 総則

第18条 業務委託

- 1 当社は本契約に基づく業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に委託することができるものとします。
- 2 支払者及び事業者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - (1) 当社が支払者又は事業者に対して通知を行うこと。
 - (2) 支払者又は事業者の住所又はその親戚(同居の親戚)又はその家族(同居の家族)が支払者又は事業者の住所等に居住して電話にて行います。この場合は、郵便物が支払者及び事業者の住所へ送達確保すべき時をもって通知を行うものとみなします。
 - (3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、通知の手段が当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

第20条 権利放棄の承認事項

- 1 支払者及び事業者は本規約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲与し、譲渡し又は担保提供等できないものとします。

第21条 紛争の解決

- 1 本規約の条項又は本規約で定めのない事項については紛争が生じた場合、双方協議をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとします。
- 2 本規約に関する準拠法は、全て日本国法を適用するものとします。
- 3 本規約に関する一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の審判の合意管轄裁判所とします。

附則 2005年12月20日 コム第500119号

(実施期日)

- 1 この改正規程は、2005年12月21日から実施します。
- 2 2005年12月20日 コム第500120号

(実施期日)

- 1 附則規定(GASTIKサービス)は、2005年12月21日から実施します。
- 2 2005年6月13日 コム第60010号

(実施期日)

- 1 この改正規程は、2006年7月3日から実施します。

プライバシーポリシー

当社はお客様の氏名・生年月日・住所・お申し込みのサービス内容等の個人情報(以下「個人情報」といいます)を、以下の取組みを実施してまいります。

- 1 当社は、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、適宜きめ細やかな個人情報の保護の取組を怠りません。
- 2 当社は、お客様の個人情報については、下記の目的の範囲内で適宜取り扱ってまいります。
 - ・ 本人確認、ご利用情報の請求、およびご利用情報・ご利用サービス提供条件の変更、工事日、ご利用サービスの停止・中止・契約解除の通知並びにその他当社サービスの提供に係ること
 - ・ 電話、電子メール、郵送等各種教材により、当社のサービスに関する販売促進・アンケート調査および商品等の送付を行うこと
 - ・ お問い合わせ、ご返信にお答えすること

なお、上記利用目的の他、サービス・アンケート等により個別に利用目的を定める場合があります。

- 3 当社は、お客様の個人情報(住所)を適宜取り扱いつつ、社内管理目的の整備、従業員教育、並びに、個人情報への不正アクセスや個人情報の紛失・漏洩・毀失などより保護を目的として適宜な措置を行い、また、その漏洩を防止し、個人情報を保護してまいります。
- 4 当社は、お客様の個人情報については、上記利用目的を達成するため、業務遂行に必要と認められる場合、お客様の個人情報の保護が十分図られている企業を選定し、個人情報提供の契約を締結する等適切な取組を実施いたします。なお、法令等に基づき裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合については、当該公的機関に提供することがございます。
- 5 お客さまが、お客さまの個人情報の開示等をご希望される場合には、下記の当社窓口までご連絡いただき当社が合理的な範囲で受け付けいたします。なお、1ご請求につき1,000円(税込)※の手数料を申し受けます。

※ 特別な開示・通知手段を求めらるなど、追加の費用が必要な場合は、その費用を別添した手数料を追加して開示する場合があります。

＜個人情報開示に関するお問い合わせ先＞
 個人情報課 問い合わせ窓口 電話番号 0120-506-009
 (月～金)ただし祭日・年末年始を除きます 9:00～17:00)

- 6 当社は、認定個人情報保護団体である財団法人日本データ通信協会の対象事業者です。当社個人情報取扱いに関する苦情については、同協会に届けられている電気通信個人情報保護センターへ届出することができます。
- 7 当社では、お客様の個人情報の保護を図るため、また、法令その他の規範の変更に対応するため、プライバシーポリシーを改定する場合がございます。改定があった場合はホームページにてお知らせいたします。



当社は個人情報の取扱いを適切に行う企業としてプライバシーマークの使用を認められ認定事業者です。

CoDenペイメントとは

事業者が提供する商品・サービス等の料金について、事業者に代わり、NTTコミュニケーションズが請求・回収を行うサービスです。
お客さまは、CoDenペイメントのご利用により、事業者が提供する商品・サービス等の料金について、NTTコミュニケーションズが発行する請求書でのお支払が可能となります。※本申込書における「NTTコミュニケーションズ」とは、「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を指します。

株式会社エヌエムシイの提供する商品・サービス等の料金について、NTTコミュニケーションズの料金請求書によるお支払いを希望される場合は別紙または裏面の CoDen ペイメント利用規約をよくお読みになり、ご承認のうえご記入欄に自署、押印願います。

NTT コミュニケーションズ株式会社 宛

下記の支払者および事業者は、CoDenペイメント利用規約を承諾し、事業者が提供する商品・サービス等の利用者の料金の支払について、CoDenペイメントを利用することを申込みます。

支払者記入欄		支払者申込日		20	年	月	日
株式会社エヌエムシイのサービス 利用者名 (連絡先)	フリガナ NMC のサービスをご利用になる方のお名前 (法人の場合は法人名・代表者名及び登録印の押印)	TEL:					印
支払者名 ※法人の場合は法人名、代表者名および登録印の押印 (CoDen ペイメント利用契約の契約者名)	フリガナ NMC のサービスの料金をご支払いになる方のお名前 (法人の場合は法人名・代表者名及び登録印の押印)	TEL:					印
(法人の場合は右欄にも記入)	<input type="checkbox"/> 利用者と同じ ←利用者と同じ場合は口にチェックしてください。	ご記入者名					印
支払者住所(連絡先) ※法人の場合は本社所在地	〒 NMC のサービスをご利用になる方のご住所 (法人の場合は所在地)	TEL:					
請求書送付先住所(連絡先) ※県間・国際通話料金、OCN 料金等との合算請求を希望される場合は、請求書が現在届いている住所を記入してください	〒 ご利用になる方の請求書送付先住所が上記ご住所と同じ場合は口にチェックしてください。また、異なる場合は請求書送付先住所をご記入ください。 (なお、合算請求をご希望される場合は、合算をご希望されるサービスの請求書が現在届いている住所をご記入ください) ※請求先住所の変更をご希望の場合は、別途お申し込みが必要です。	<input type="checkbox"/> 支払者住所と同じ					
NTT コミュニケーションズの 請求先サービスの選択	<input type="checkbox"/> 電話サービス <input type="checkbox"/> OCN 等	NMC のサービス料金をお支払になる、NTT コミュニケーションズでご利用のサービス(請求書)を選択します。通常は電話を、不明な場合はその他を選択してください。					
NTT コミュニケーションズサービスの番号 (電話番号・OCN サービス N 番など)	NTT コミュニケーションズサービスのお客様番号 (電話番号または N 番) (上記でその他を選択した場合は不要)						
NTT コミュニケーションズサービスの 所有者名義(契約者名義)	電話回線のご契約名義または OCN のご契約名義 <input type="checkbox"/> 利用者と同じ <input type="checkbox"/> 支払者と同じ ※ 電話回線のご契約名義が不明の場合は NTT (116 番) までお問い合わせください。						

会計事務所記入欄

事務所名	会計事務所様ご記入欄です						
担当者名	連絡先	TEL:					FAX:

■株式会社エヌエムシイ 確認事項 ※必ずお読みください。

- 本申込書をもって、以下の事項に同意し、株式会社 NMC の会計システム保守料金の支払いを、CoDen ペイメントをもって行うことを承認・同意いただいたものとさせていただきます。尚、NTTコミュニケーションズ株式会社にて CoDen ペイメントの登録が認められなかった場合など、再度本申込書の記載内容を確認してお申込みいただく場合がございます。
- 株式会社エヌエムシイは、CoDen ペイメントの登録の完了後、会計システム保守料金の請求を開始させていただきます。また、請求の開始をもって登録の完了の連絡とさせていただきます。
- 株式会社エヌエムシイの会計システムのご利用開始から、CoDen ペイメント登録完了まで期間がかかった場合、初回請求分にてご利用済み期間の料金を請求させていただきます。

事業者記入欄	事業者申込日	20	年	月	日
商品・サービス名	会計システム保守料金				
支払者のバンドル ID	09				
通番	20				

○事業者

〒164-0012
東京都中野区本町 2-46-1
中野坂上サンブライトツイン
株式会社エヌエムシイ
TEL: 03-5354-5200 FAX: 03-5354-5231